

登米市グリーン購入調達方針

平成 22 年 4 月 1 日 公布
平成 28 年 4 月 1 日 改定
令和 3 年 4 月 1 日 改定
令和 4 年 4 月 1 日 改定
令和 5 年 4 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定
令和 7 年 4 月 1 日 改定

「国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号以下「グリーン購入法」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、本市における「グリーン購入調達方針」を策定し、グリーン購入の取組の推進を図ります。

グリーン購入とは、製品やサービスを調達する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで調達することです。

グリーン購入は、消費生活など調達者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもっています。

【目的】

この方針は、グリーン購入を推進することにより、職員の環境配慮意識向上を図るとともに、環境に配慮した製品を調達することにより、事業活動や消費活動から発生する環境への負荷を軽減することを目的とします。

【基本的な考え方】

物品等の調達に当たっては、その価格や品質だけでなく、環境への配慮をできる限り考慮します。そのためには、次の基本原則に基づき、調達の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低い物品等の調達を行います。

《基本原則》

① 調達の必要性の検討

- ・ 調達の必要性を十分に検討し、適正な量とすること。

② 調達する物品等の選定

- ・ 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ・ 第三者機関の認定する環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターロゴ等）を取得したものを選択すること。
- ・ 長期間の使用ができること。

- ・リサイクルが可能であること。
- ・再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。
- ・廃棄されるとき処理や処分が容易なこと。
- ・包装等が過剰でないこと。

③物品等の使用

- ・適正な管理を行い、機能、効果が生かせるよう長期使用の徹底に努めること。
- ・省資源、省エネルギーを考慮し、有効利用に努めること。

【調達目標】

グリーン購入を計画的に推進するため、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、「グリーン購入調達目標」（以下「調達目標」という。）を別表のとおり策定します。

また、基本方針の改定、新製品・新技術の開発、普及等により、調達目標に変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

【調達に当たっての留意事項】

「重点品目」に指定されている物品等を調達するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として「判断基準」を満たす物品等の中から調達します。

ただし、判断基準を満たす物品等が存在しない場合又は判断基準を満たす物品等であっても、品質、性能等の問題で事業上支障が生じる場合は、この限りでないこととしますが、可能な限り環境負荷が少ない物品等を選択するように努めます。

【適用範囲】

市の全部局（出先機関を含む）について本方針を適用します。

【推進体制】

登米市におけるグリーン購入の取組の確実な推進を図るために、登米市総務部総務課が進行管理を行い、数値目標を定めた物品等については、年度毎に調達実績を集計し、その概要を取りまとめ、ホームページ等により公表します。

【施行時期】

本方針は、令和7年4月1日以降に調達手続を行う契約から適用します。